

「新型コロナウイルスと「総会開催」の考え方」(1) 有事下における 定時株主総会の開催

神田秀樹 学習院大学教授

新型コロナウイルス感染症への各種

の対応が国を挙げて実施されている中、現行会社法のもとで株式会社は定時株主総会を開催する必要がある。以下は、本年三月末を決算期とする上場企業等の有価証券報告書提出会社である株式会社Aの定時株主総会を想定して、筆者がポイントと思う点を簡潔に述べるものである〔本稿脱稿：二〇二〇年五月一日〕。すでに、いくつかの関係

当局の公表文があり、論稿等においても活発な議論が行われているが、本稿はこれらを検討するものではない。

もし筆者が独裁者であったならば、緊急立法をして会社法の特例として定時株主総会の開催時期を一年先まで猶予し、その間は適切な情報の開示を求めるといふこととするだろう。しかし、現実には緊急立法は無理であろうから、以下では、現行会社法を前提と

する。

まず何よりも、現下の情勢のもとでは、株主、従業員そして決算監査に従事する者の健康に最大限配慮することが最重要点である。このことから、有事と平時とは会社法の解釈は多少異なることがあってよい。

一 株主総会の開催方法

株主総会の開催方法については、第一に、会場を設定した上で、感染拡大防止策の一環として株主に来場を控えるよう呼びかけることが考えられる。これは株主の健康に配慮した措置として認められるというべきであるが、いふまでもなく、その場合には、併せて書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望ましい。

第二に、それでも当日会場に来た株

主がいる場合に、その入場を拒絶することができるとか。感染拡大防止に必要な対応をとるためにウイルスの罹患が疑われる株主の入場を制限することや退場を求めることは可能と考えられるが、そうでない株主については会場に各席を二メートル離して用意するなどして入場を認めることが原則ということになりそうである。なお、株主にインターネット経由での参加を認めるいわゆるハイブリッド型バーチャル株主総会を実施することも考えられる。この場合には、インターネット経由で参加する株主を出席扱いとする方法と出席扱いとまではしないでインターネットは情報提供を目的とする方法とがあと指摘されているが、実際問題としては後者が現実的である企業が多いと思われる。

二 株主総会の開催時期

株主総会の開催時期は、より切実な問題である。とくに平時と比べて決算監査手続に遅れが生じており、六月開催の総会には間に合わない可能性がある企業が出てきそうだからである。この点についてもすでに多くの議論が公表されているが、まず、いうまでもなく、定時株主総会の開催時期を延期す

ることは現行会社法のもとでも可能である。ただこの場合には基準日を再設定しなければならぬ。これに対して、多くの企業は少なくとも配当基準日は三月末日を維持したいと考えているようであり、そうだとすれば配当を取締役会決議で決定できる企業（会社法四五九条参照。以下「四五九条会社」という）を除いて、六月末までに株主総会を開催して配当を決議する必要があることになる。そのような企業では、計算書類等の報告（報告事項）と役員選任がある場合の役員選任（決議事項）も、平時と同様、その総会に報告・付議することにするのが自然である（以下、紙幅の関係で単体の計算書類について述べるが、ここでの問題に関する限り、連結計算書類については単体よりも規律が緩やかなので何とかなると考えられる）。

計算書類について、第一に、株主総会の日までに会計監査人の無限定適正意見（およびそれが相当でないとの監査役等の監査報告の記載または意見付記がないこと。以下同じ）が得られると見込まれる場合であっても、後述する株主総会の招集通知発出時点における問題に対処する必要がある。

第二に、株主総会の日までに会計監査人の無限定適正意見が得られない場合はどうか。この場合でも計算書類の

承認を総会の決議事項とすれば総会で計算書類を確定することができる（会社法四三九条を適用しないで同法四三八条二項を適用する）。この場合、会計監査人と監査役等の監査を「受ける」必要はあるが（同法四三六条参照）、この点は柔軟に解釈してよいと考えられる。すなわち、総会招集を決定する取締役会決議の時点で監査手続がほぼ終わっていれば意見表明が間に合わなくても差し支えないと考えられる。また、配当については、四五九条会社であつても計算書類の確定を株主総会の決議事項とすることもできるが、四五九条会社であれば、計算書類の確定を待たなくても、昨年三ヶ月の計算書類を基準としてその後の剰余金の変動等を考慮した分配可能額（同法四六一一条二項）が十分にある場合には、配当を取締役会決議で決定することができる。なお、第二の場合にも（総会の決議事項がある場合には）次に述べる株主総会の招集通知発出時点における問題に対処する必要がある。

第三に、株主総会の招集通知発出時点における問題はどうか。招集通知に際して計算書類等と監査報告を株主に提供する必要が（会社法四三七条）。この点についても、有事なので、やれるところまでやるという姿勢でやむを得ないのではないかと思われる。具体

的には、招集通知発出時に事情を説明しておいた上で発出後にウェブ開示その他の合理的な方法によって追加的な情報提供をすることが有事における法解釈として認められてしかるべきであると考えられる。これだと株主総会決議取消事由（同法八三二条一項一号参照）に該当するとの指摘もあり得るが、個別具体的な事情を総合して判断されるべき事柄であつて、有事における解釈論としては、真にやむを得ない事情があり最大限合理的な対応がされたという点であれば決議取消事由には該当しないと解するのが妥当である。

しかしながら、すべてを六月の株主総会で行うことには無理が生じる企業もあると思われる。そこで、すでに指摘されているように、継続会（会社法三二七条）を利用するという方法がある。継続会についての詳細を検討することはここでは紙幅上できないが、その企業の置かれた状況により、継続会の開催も選択肢の一つとなる。株主の権利行使は基準日から三ヶ月以内とする会社法一二四条二項の潜脱になるとの指摘もあり得るが、一般論としていえば、具体的な事案によつてはそう判断される場合もあるかもしれないが、個別具体的な事情を総合して判断されるべき事柄であつて、およそ「六月総会＋継続会」方式が違法ということに

なるわけではない。有事における解釈論としては、真にやむを得ない事情があり最大限合理的な対応がされたということであれば「六月総会＋継続会」方式も基準日制度との関係でも許容されると解するのが妥当である。この場合、継続会の開催時期については、有価証券報告書の提出時期が九月末まで延期されていること（令和二年四月十七日に公布された「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の一部改正）をも勘案すると、決算監査手続の進捗状況等に依りて、九月中までのどこかとするのが考えられる。

三 むすび

以上、企業や監査の置かれた個別事情に基づく要素が強いため、一般的にどの選択肢がよいということはむずかしいが、企業には複数の選択肢がある。繰り返しになるが、現下の情勢のもとでは、株主、従業員そして決算監査に従事する者の健康に最大限配慮することが最重要点である。このことから、有事の法解釈論は平時の法解釈論と合理的な範囲で異なつてしかるべきである。各企業がその置かれた状況を十分に勘案して適切な判断をすることを期待したい。

〔参考〕 関係当局の公表文

法務省「定時株主総会の開催について」（二〇二〇年二月二十八日。四月三〇日更新。 http://www.moj.go.jp/MINJU/minji_07_00021.html）。

経済産業省「法務省「株主総会運営に係るQ&A」（二〇二〇年四月二日。四月一日。四月二十八日更新。 https://www.meti.go.jp/covid-19/kaibunushi_sokai_qa.html）。

法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」（二〇二〇年四月十三日。五月一日更新。 http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html）。

金融庁「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書の提出期限の延長について」（二〇二〇年四月一日。四月二日更新。 <https://www.fsa.go.jp/news/ri/sonota/20200414.html>）。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」（二〇二〇年四月十五日。 <https://www.fsa.go.jp/news/ri/sonota/20200415/20200415.html>）。

金融庁「法務省「経済産業省「継続会（会社法三二七条）について」（二〇二〇年四月二十八日。 <https://www.fsa.go.jp/ordinaty/coronavirus202001/1.pdf>）。

（かんだ・ひびき）